

○苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例

昭和47年4月1日

条例第8号

改正 昭和48年3月30日条例第7号

昭和48年10月5日条例第36号

昭和52年4月1日条例第13号

昭和58年1月29日条例第1号

昭和59年10月1日条例第18号

昭和63年10月12日条例第16号

平成3年12月19日条例第20号

平成6年12月16日条例第35号

平成7年7月14日条例第16号

平成11年3月24日条例第5号

平成11年12月28日条例第21号

平成12年3月27日条例第9号

平成12年12月28日条例第34号

平成13年7月13日条例第14号

平成14年9月30日条例第24号

平成16年9月24日条例第15号

平成17年6月29日条例第22号

平成18年3月30日条例第11号

平成18年9月29日条例第32号

平成20年3月14日条例第8号

平成20年6月30日条例第23号

平成23年12月19日条例第19号

平成24年6月29日条例第26号

平成26年3月18日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級であるもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医師において知能指数50以下と判定され、又は診断された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でその障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる1級であるもの

(2) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の医療保険に関する法律で規則で定めるものをいう。

(3) 医療費 医療保険各法の規定による医療（第1号ウに該当する重度心身障害者にあつては、入院に係るものを除く。）に関する給付が行われた場合における当該医療に要する費用（医療保険各法の規定に基づく算定方法により算定した額を超える額を除く。）から当該医療に係る次に掲げる額

を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定による医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金の額を控除した額とする。）

イ 医療保険各法の規定による附加給付の額

ウ 法令等に基づく国又は他の地方公共団体等の負担による医療に関する給付の額

（助成の対象）

第3条 医療費の助成を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている重度心身障害者で医療保険各法による被保険者若しくは組合員又はこれらの被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を受けている者
- (3) 次に掲げる者の前年の所得（1月から7月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得）が規則で定める額以上である者

ア 重度心身障害者

イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）

（認定）

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に届け出て、資格の認定を受けなければならない。

（助成額）

第5条 助成額は、前条の規定により資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に係る医療費から次に掲げる額を控除した額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア イ以外の者 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項第1号の規定を適用して同法の規定の例により算定した一部負担金その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額に相当する額（次号から第4号までに掲げる額を除く。）から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額

イ 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他規則で定める者 初診時一部負担金として規則で定める額

(2) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額

(3) 健康保険法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額に相当する額

2 前項第1号及び第4号に掲げる額の算定方法その他助成額の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

（助成金の支給）

第6条 助成金は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。ただし、規則で定める場合には、受給資格者又は保護者（親権者、後見人等で重度心身障害者を現に扶養しているものをいう。）に支払うことができる。

2 前項の規定により同項の保険医療機関又は保険薬局に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を北海道国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第8条 受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その助成額の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者については、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、受給資格者が当該医療費に係る医療を受けた日の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、消滅する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月30日条例第7号改正)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月5日条例第36号改正)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則 (昭和52年4月1日条例第13号改正)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、昭和52年4月以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同月前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年1月29日条例第1号改正抄)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月1日条例第18号改正）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苦小牧市老人医療費助成条例、苦小牧市重度心身障害者医療費助成条例及び苦小牧市母子家庭医療費助成条例の規定は、昭和59年10月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用する。

附 則（昭和63年10月12日条例第16号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月19日条例第20号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

（後略）

附 則（平成6年12月16日条例第35号改正）

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の（中略）苦小牧市重度心身障害者医療費助成条例（中略）（以下「改正後の老人医療費助成条例等」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間に受ける医療に係る医療費の助成については、改正後の老人医療費助成条例等の規定中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）附則第4条第3項に規定する厚生大臣が定める額）」とする。

附 則（平成7年7月14日条例第16号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第5号改正）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月28日条例第21号改正抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第9号改正抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

4 この条例による改正後の苦小牧市重度心身障害者医療費助成条例第6条の規定は、施行日以後に受ける医療に係る助成金の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月28日条例第34号改正）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月13日条例第14号改正）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の（中略）苦小牧市重度心身障害者医療費助成条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日条例第24号改正）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の（中略）苦小牧市重度心身障害者医療費助成条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月24日条例第15号改正）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の苦小牧市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月29日条例第22号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第11号改正）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第32号改正）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月14日条例第8号改正）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定、第3条中苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例第5条第1項第1号イの改正規定及び第4条中苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条第1項第1号イの改正規定並びに次項の規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市乳幼児医療費助成条例、苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例及び苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日条例第23号改正）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第19号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第3条及び第4条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第26号改正抄）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月18日条例第9号改正）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。



2 この条例による改正後の苦小牧市重度心身障害者医療費助成条例、苦小牧市乳幼児等医療費助成条例及び苦小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。